



互助会報

平成24年度退職福祉部号

【医療費補助金】

本人会員
配偶者会員

【短期人間ドック利用助成金】

本人会員・配偶者会員

この「退職福祉部号」は、年度1回の発行として、その年度の事業内容につきご案内をしております。

退職福祉部に加入いただいております皆様への唯一のお知らせとなりますので、適用事業の請求漏れのないように、ご確認をお願いします。

事業のご案内



【施設利用助成】

本人会員
配偶者会員

【弔慰金】

本人会員
配偶者会員

【国内外研修旅行助成】

本人会員
配偶者会員

平成23年度事業報告及び決算の報告

退職福祉部の事業運営は、会員の皆様が現職中に納めていただいた掛金を原資としております。現在、現職で掛金を納めていただいております現職会員（加入配偶者を含む。）と、既に退職をされ事業の適用を受けられております退職会員及び配偶者（配偶者特別会員を含む）により構成され、退職をされた皆様は現職中に積み立てられました積立金から、給付等の支出を行う制度となっております。

事業収入となります掛金につきましては、現職会員の職員数は年々減少し、昨年度より約400万円の減少となり、また運用利息についても約400万円の減少となりました。繰入金収入につきましては、退職福祉部にかかる人件費等を含む事務費経費を繰り入れをし、皆さまの事業にかかる費用につきましては、皆さまの掛金の積立金及び運用利息の積立によって事業を行っています。支出の医療費については、退職会員・配偶者とも増加しており1,430万円の支出増となりました。23年度決算の結果、事業収支差額に不足金が生じたので、準備金を取崩し補てんをいたしました。

昨年度は、互助会が実施しております慶弔給付（現職の互助会給付も含む。）につき、保険業法等の改正により、退職福祉部の医療費の補助も保険業と見なされ、医療費等の見直しも含め検討しておりましたが、保険業法適用除外団体として、現行事業が継続できる方向で、現在手続きを進めております。

◆現職会員数と退職会員数

種別	区分	22年度決算	23年度決算	比較増△減
現 職 会 員 数		7,149人	7,070人	△79人
現 職 配 偶 者 数		3,468人	3,388人	△80人
退 職 会 員 数		8,478人	8,658人	180人
退 職 配 偶 者 数		5,100人	5,221人	121人

◆事業収入

科目	区分	22年度決算	23年度決算	比較増△減
掛 金		165,928,745円	162,002,244円	△3,926,501円
利 息 及 び 配 当 金		49,929,078円	45,989,529円	△3,939,549円
繰 入 金		18,330,359円	20,587,101円	2,256,742円
計		234,188,182円	228,578,874円	△5,609,308円

◆事業支出

科目	区分	22年度決算	23年度決算	比較増△減
医 療 費		260,483,300円	274,167,100円	13,683,800円
弔 慰 金		7,450,000円	7,300,000円	△150,000円
施 設 利 用 助 成		1,716,204円	1,832,393円	116,189円
短期人間ドック助成		23,220,013円	24,088,582円	868,569円
研 修 旅 行 助 成		1,947,630円	1,733,343円	△214,287円
計		294,817,147円	309,121,418円	14,304,271円

◆管理費

科目	区分	22年度決算	23年度決算	比較増△減
職 員 給 与		6,992,610円	7,047,924円	55,314円
厚 生 費		8,143円	7,858円	△285円
旅 費		58,668円	243,202円	184,534円
事 務 費		2,518,009円	2,589,735円	71,726円
委 託 費		975,660円	1,013,380円	37,720円
委 託 管 理 費		1,824,000円	1,824,000円	0円
普 及 費		267,000円	226,000円	△41,000円
負 担 金		2,491,223円	3,388,534円	897,311円
その他事務局経費		3,195,046円	4,246,468円	1,051,422円
計		18,330,359円	20,587,101円	2,256,742円

上記、管理費のうち、「その他事務局経費」としては、事務室賃借料、光熱費、消費税などの経費を費用として支出しております。なお、委託費（自動給付を行うための医療費に関する情報提供費用を含む）、負担金等につきましては、福祉部における台帳管理、医療費等の給付作業にかかる電算費用、維持管理費、電算改修費用などが含まれますが、この支出につきましては一般経理及び高知市職員厚生会からの繰入金等で賄っております。

ただし、今後の繰入金につきましては、一般経理等の財源の減少に加え、退職会員の増加に伴う管理費も増加し、また現在行われております公益法人制度改革により、我々のような会員に対する福利厚生事業を行っている団体は、公益法人と見なされず、一般財団法人として課税団体に移行されます。今まで財団法人として非課税団体の取り扱いで運用利息等についても非課税扱いであったものが、課税団体になることになり、源泉徴収税等の税金がかかることとなりますので、一般財団法人への移行後（平成25年4月1日予定）は、この繰入金を含め、互助会全体として、見直しを検討する予定ですが、退職福祉部の事業内容につきましては、当面継続が可能な状況となっています。

会員の皆様およびご家族の方へ

退職福祉部は、県下の市町村役場等や公立学校（市町村より給与を受けていた方）にお勤めされていた方やその配偶者の方で、退職会員及び配偶者（配偶者特別会員を含む）の資格取得をされた方に対してさまざまな給付をおこなっております。

次の内容に該当する場合は、詳細ページでご確認いただき、給付の対象となるときは退職福祉部までご連絡をお願いいたします。

- ◇ 病院や薬局で医療費を支払ったとき…………… 5 ～ 7 ページ
- ◇ お亡くなりになられたとき…………… 7 ページ
- ◇ 4 日以上の旅旅行に行かれたとき…………… 8 ページ
- ◇ 契約施設で宿泊されたとき…………… 8 ページ
- （指定宿泊施設一覧表…………… 9 ～ 1 2 ページ）
- ◇ 人間ドックを受けられるとき…………… 1 3 ページ
- ◇ 請求等にかかる注意事項等について…………… 1 4 ～ 1 6 ページ

また、給付をおこなうためには会員の方のご住所やご加入されている健康保険制度を登録する必要があります。そのため、次のような変更があった場合は届出が必要となりますので退職福祉部までご連絡をお願いいたします。

- ◇ 住所が変わったとき
- ◇ 金融機関を変更されるとき
- ◇ 氏名が変わったとき
- ◇ 健康保険証が変わったとき
- ◇ 後期高齢者になられたとき

※住所・氏名・金融機関の変更は、
17ページの異動届を使用ください。

※後期高齢者医療制度に変更になれる場合は、75歳の誕生日の月はじめに手続きをお願いする文書を送付します。

なお、75歳以前に後期高齢者医療制度に変更になられた場合は、ご連絡をお願いします。

☆障害認定を受けられている方で、次に該当される場合はご連絡ください。

- ① 医療費の自己負担額が発生している場合で、退職福祉部からの給付が中断されている方。
- ② 医療費の自己負担額が発生しない場合で、退職福祉部からの給付の支給がある方。

病院や薬局で医療費を支払ったとき → 医療費補助金・配偶者医療費補助金

1. 給付の対象になるもの

健康保険証を使って医療機関等で治療等を受けたときに支払った自己負担額が対象となります。保険外の自己負担額については対象となりません。ただし、コルセット等の療養費払いについては対象となりますので、「領収書の写し」と「保険者負担分の金額が証明できる書類」を添付して請求してください。

【給付の対象となるもの】

- * 健康保険証を使った治療費等の自己負担額。
- * コルセット代等の療養費払いをしたもの。

【給付の対象とならないもの】

- * 入院時食事代および居住費
- * 差額ベッド費用
- * 文書代
- * 予防接種
- * その他保険適用外分

2. 給付の対象となる金額

国民健康保険法等による公費負担額を除いた自己負担額のうち退職会員は1件につき5,000円、配偶者及び配偶者特別会員は1件につき6,000円を超えた額を給付します。ただし、最低給付額が500円のため、1件につき退職会員は5,500円以上、配偶者及び配偶者会員は6,500円以上自己負担したときに給付の対象となります。

☆ 1件の取り扱い（国民健康保険法等による。）について

- ① 暦月ごとに計算。（月の初日から月末までを1ヶ月として計算します。）
- ② 医療機関ごと（総合病院では歯科とその他の科ごと）、入院・外来は別々となります。
- ③ 調剤薬局分は、医療機関とは別になります。（処方箋を発行された医療機関ごとになります。）ただし、調剤薬局分と処方箋を交付した医療機関の医療費を合算したときに、高額療養費の該当になる場合は合算して取り扱います。

※ 前期高齢者及び後期高齢者医療制度の方につきましては、住民税の課税区分により、外来合算額・世帯合算額に該当した場合、1件の取り扱いが異なってきます。

☆ 最低給付額は500円です。（給付計算額が500円未満の場合は該当になりません。）

☆ 100円未満の端数は切り捨てます。

☆ 保険者より附加給付等がある場合は、更にその額を差し引きます。

☆ 退職福祉部の給付対象上限額は72,300円です。

（ただし、住民税課税区分や年齢により上限が異なります。）

※次表参考）

〔70歳未満〕

区 分	給付対象上限額
上位所得者	72,300円
一 般	72,300円 (44,400円)
低所得者 (住民税非課税者)	35,400円 (24,600円)

〔70歳以上（後期高齢者医療制度該当者含む）〕

区 分	給付対象上限額	
	外来のみ	外来・入院あわせて
現役並み所得者	44,400円	72,300円 (44,400円)
一 般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ (住民税非課税者)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ (住民税に係る所得金額がない等)		15,000円

◎ ()は過去12ヶ月以内に3回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の自己負担額です。

◎ 退職福祉部の給付額は上記給付対象上限額から、退職会員は5,000円、配偶者及び配偶者特別会員は6,000円を差し引いた額となります。

3. 請求方法

加入されている健康保険により異なり、【自動給付】と【請求方式】の2通りとなります。なお、どちらの場合でも高額療養費については保険者への請求となります。退職福祉部は保険者ではありませんので、ご注意ください。

【自動給付できる健康保険】

会員の方が加入されている健康保険の保険者から直接、互助会に医療費情報等を提供してもらい医療費補助金を給付する方法です。ただし、自動給付はすべての健康保険制度に対応していないため、下記の健康保険に加入されている方は自動給付になりますが、それ以外の健康保険に加入されている方は請求方式のみの取り扱いとなります。

また、給付されるのは基本的に診療月の3ヵ月後になります。

— 自動給付ができる健康保険制度 —

- * 高知県内の市町村の国民健康保険
- * 高知県内の後期高齢者医療保険
- * 高知縣市町村職員共済組合の任意継続組合員及びその被扶養者
- * 高知縣市町村職員共済組合の被扶養者

ただし、高知県内の市町村の国民健康保険および高知県内の後期高齢者医療保険加入者の方は、保険証の変更手続き時に必ず「同意書」の提出が必要となります。「同意書」の提出がない場合は、請求方式となります。

【自動給付できない健康保険の請求方法】

前ページの「自動給付ができる健康保険制度」以外の健康保険で医療機関等にかかり自己負担額を支払った場合で、医療費補助金の給付の対象となったときに、所定の請求書に記入のうえ、領収書を添付して互助会に送付いただく方法です。

請求書については退職福祉部までご連絡いただければ郵送にて送付いたします。

【請求方法】

請求書 …… 「医療費・配偶者医療費請求書」

添付書類 …… 領収書又は請求書下欄の診療報酬領収済証に病院の証明

※ 注意事項

1. 1件の取り扱い（国民健康保険法等による。）について

暦月ごと（月の初日から月末までを1ヶ月。）、医療機関ごと（入院・外来ごと。総合病院では歯科とその他の科ごと。）、調剤薬局ごと（処方箋を発行された医療機関ごと。ただし、調剤薬局分と処方箋を交付した医療機関の医療費を合算したときに、高額療養費の該当になる場合は合算して取り扱います。）に1件として計算しますので、それぞれ1枚ずつ請求書が必要となります。

2. 35,400円以上自己負担した場合

＊ 課税世帯の方 …… 住民税の課税証明書、納税通知書（コピー可）又は限度額適用認定証のコピーを提出してください。70歳以上の方については外来で合算額が8,000円以上、入院を含む医療費合算額が15,000円以上自己負担した場合に必要です。

＊ 非課税世帯の方 …… その旨、お電話でご連絡ください。

☆ 国保の方は、該当者が非課税でも同一世帯の中で課税者がいる場合は課税世帯となりますので、その方の証明をいただくことになります。

3. 診療月の翌月以降に請求してください。

お亡くなりになられたとき → 弔慰金

まずは退職福祉部へご連絡ください。「弔慰金請求書」を送付します。必要事項をご記入の上、添付書類（死亡及び請求する遺族との続柄が確認できる書類）とともに退職福祉部まで返送してください。請求は相続権者がしてください。

＊退職会員となって	1年以内の死亡	100,000円
	2年以内の死亡	50,000円
	2年を超えての死亡	30,000円
＊配偶者及び配偶者特別会員		20,000円

県内の指定宿泊施設

No.	施 設 名	所 在 地	TEL	備 考
1	北川村温泉 ゆずの宿	安芸郡北川村小島121	0887-37-2321	年中無休
2	コミュニティセンターうまじ うまじ温泉	安芸郡馬路村馬路3564-1	0887-44-2026	休館日あり
3	芸西村の家	安芸郡芸西村和食甲4525	0887-33-2894	年中無休
4	香南市サイクリングターミナル	香南市夜須町手結山塩谷1304	0887-55-3196	年中無休
5	羽尾大釜荘	香南市夜須町羽尾523	0887-54-0345	休館日あり
6	財)奥物部開発公社 べふ峡温泉	香美市物部町別府452-8	0887-58-4181	休館日あり
7	ピースフル セレネ	香美市香北町美良布1224-2	0887-59-3388	休館日あり
8	山荘 梶ヶ森	長岡郡大豊町佐賀山1248-3	0887-74-0256	休館日あり
9	ゆとりすとパークおおとよ	長岡郡大豊町中村大王4037-25	0887-72-0700	休館日あり
10	さめうら荘	土佐郡土佐町田井182	0887-82-1020	休館日あり
11	自然教育センター白滝	土佐郡大川村朝谷26	0887-84-2201	必ず予約が必要 休館日あり
12	国民宿舎 桂浜荘	高知市浦戸城山830-25	088-841-2201	年1回臨時休館の場合あり
13	オーベルジュ 土佐山	高知市土佐山東川661	088-850-6911	年中無休
14	高知会館	高知市本町5丁目6-42	088-823-7123	休館日あり
15	高知共済会館COMMUNITY SQUARE	高知市本町5丁目3-20	088-823-3211	休館日（12/28～1/3）
16	山荘 しらさ	吾川郡いの町寺川175	090-1177-5633	休館日（11月中旬～4月中旬）
17	木の香温泉	吾川郡いの町桑瀬225-16	088-869-2300	休館日あり
18	土佐和紙工芸村くらうど	吾川郡いの町鹿敷1226	088-892-1001	休館日あり
19	木の根ふれあいの森	吾川郡いの町戸中171	088-850-5658	
20	中津溪谷 ゆの森	吾川郡仁淀川町名野川258-1	0889-36-0680	休館日あり
21	高原ふれあいの家 天狗荘	高岡郡津野町芳生野乙4921-22	0889-62-3188	休館日あり
22	鯉乃國の湯宿 黒潮本陣	高岡郡中土佐町久礼8009-11	0889-52-3500	休館日あり
23	四万十源流の家	高岡郡中土佐町大野見神母野652	0889-57-2126	年中無休
24	雲の上のホテル	高岡郡梶原町太郎川3799-3	0889-65-1100	休館日あり
25	ホテル松葉川温泉	高岡郡四万十町日野地605-1	0880-23-0611	休館日あり
26	四万十オートキャンプ場 ウェル花夢	高岡郡四万十町江師546	0880-27-1211	年中無休（受付時間9:00～16:00） （※注）
27	ホテル 星羅四万十	四万十市西土佐用井1100	0880-52-2225	年中無休
28	オートキャンプ場 とまろっと	四万十市下田3548	0880-33-0101	（※注）
29	空と海 美わしのホテル 足摺テルメ	土佐清水市足摺岬字東畑1433-3	0880-88-0301	年中無休
30	国民宿舎 椰子	宿毛市大島17-27	0880-65-8185	年中無休
31	ホテルバルリーフ大月	幡多郡大月町周防形404	0880-74-0222	年中無休

（※注）キャンプ場においては宿泊棟を利用した場合のみ助成対象となります。

県外の指定宿泊施設

◎北海道・東北の宿

県名	施設名	所在地	TEL	備考
北海道	ホテルポールスター札幌	札幌市中央区北4条西6	011-241-9111	カード可、年中無休
	ホテルノースシティ	札幌市中央区南9条西1	011-512-9748	カード可、年中無休
青森県	アップルパレス青森	青森市本町5-1-5	017-723-5600	カード可、年中無休
宮城県	パレス松洲	宮城県松島町高城字浜38	022-354-2106	カード可、1月に2日間休館
秋田県	レークサイド山の家	鹿角郡小坂町十和田湖銀山1-7	0176-75-2552	営業期間4月中旬～11月中旬 サービス料なし 休館日あり
山形県	むつみ荘	南陽市赤湯字森先233-1	0238-43-3035	年間7日間休館
	うしお荘	鶴岡市湯野浜1-11-23	0235-75-2715	H24年8月26日～H25年6月30 日まで休館
福島県	ホテル福島グリーンパレス	福島市太田町13-53	024-533-1171	カード可、年末年始休館

◎関東の宿

県名	施設名	所在地	TEL	備考
茨城県	大洗鷗松亭	東茨城郡大洗町磯浜町8179-5	029-266-1122	休館日あり
栃木県	ホテルニューもみぢ	那須塩原市塩原1074	0287-32-3215	休館日あり
	那須の森ヴィレッジ	那須郡那須町大字高久乙字遅山3375-637	0287-78-1636	営業期間4月中旬～11月中旬 休館日あり
群馬県	アルペンローゼ	吾妻郡草津町草津512-2	0279-88-1300	
千葉県	オークラ千葉ホテル	千葉市中央区中央港1-13-3	043-248-1111	カード可
	黒潮荘	鴨川市貝渚2565	04-7092-2205	休館日あり
東京都	ザ・クレストホテル立川	立川市錦町1-12-1	042-521-1111	カード可、年中無休
	東京グリーンパレス	千代田区二番町2	03-5210-4600	カード可、年中無休
	アジュール竹芝	港区海岸1-11-2	03-3437-2011	駐車場：有料
	全国町村会館	千代田区永田町1-11-35	03-3581-0471	
神奈川県	湯河原温泉ちとせ	足柄下郡湯河原町宮上281-1	0465-63-0121	日帰り入浴有1,500円 年中無休
静岡県	シーサイドいづたが	熱海市上多賀12	0120-73-1241	
山梨県	ホテルやまなみ	笛吹市石和町松本222-4	055-262-5522	

◎東海・北陸の宿

県名	施 設 名	所 在 地	TEL	備 考
新潟県	瀬波はまなす荘	村上市瀬波温泉1-2-17	0254-52-5291	休館日あり
	アクアーレ長岡	長岡市新陽2-5-1	0258-47-5656	カード可 休館日あり
富山県	グリーンビュー立山	中新川郡立山町千寿ヶ原	076-482-1716	休館日あり
石川県	おびし荘	小松市井口町ホ55	0761-65-1831	休館は年間18日以内
	フローイント和倉	七尾市和倉町ル2-2	0767-62-2164	休館は年間18日以内
福井県	越路	あわら市東温泉2-201	0776-77-3151	カード可 休館は不定休
長野県	サンバルテ山王	長野市岡田町30-20	026-228-3011	カード可 休館日あり
	湖泉荘	諏訪市湖岸通り1-13-8	0266-53-6611	休館日あり
	湯香里荘	下高井郡山ノ内町佐野2592	0269-33-2222	休館日あり
岐阜県	紫雲荘	下呂市湯之島692-23	0576-25-2101	休館日あり
愛知県	レイクサイド入鹿	犬山市字喜六屋敷118	0568-67-3811	年末年始(12/30~1/3)は特別料金 休館日あり
	シーサイド伊良湖	田原市中山町岬1-43	0531-35-1151	カード可 休館日あり
三重県	サンペルラ志摩	志摩市磯部町の矢314	0599-57-2130	カード可 サービス料なし 臨時休館あり

◎近畿の宿

県名	施 設 名	所 在 地	TEL	備 考
滋賀県	ホテルピアザびわ湖	大津市におの浜1-1-20	077-527-6333	カード可 休館日あり
	憩いの里湖西	高島市勝野1533	0740-36-2345	年中無休
京都府	ホテルセントノーム京都	京都市南区東九条東山王町19-1	075-682-8777	年中無休
大阪府	シティプラザ大阪	大阪市中央区本町橋2-31	06-6947-7702	カード可 年中無休
兵庫県	ひょうご共済会館	神戸市中央区中山手通4-17-13	078-222-2600	休館は年末年始 (12/29~1/3)
	ゆめ春来	美方郡新温泉町湯1569-6	0796-99-2211	カード可 休館は年間5日間

◎中国の宿

県名	施 設 名	所 在 地	TEL	備 考
鳥取県	ホープスターとっとり	鳥取市永楽温泉町556	0857-26-3311	カード可 休館日あり
	渓泉閣	東伯郡三朝町山田180	0858-43-0828	カード可 休館日あり
	弓ヶ浜荘	米子市皆生温泉4-6-12	0859-22-7476	カード可 休館日あり
島根県	ホテル白鳥	松江市千鳥町20	0852-21-6195	平成24年8月31日まで休館中
岡山県	サン・ピーチ OKAYAMA	岡山市北区駅前町2-3-31	086-225-0631	年末年始等シーズンプラン 設定、カード可、年中無休
山口県	防長苑	山口市熊野町4-29	083-922-3555	カード可 休館は年末年始不定休

◎四国の宿

県名	施 設 名	所 在 地	TEL	備 考
徳島県	ホテル千秋閣	徳島市幸町3-55	088-622-9121	カード可 年中無休
	剣山雲海荘	徳島県三好市東祖谷山	088-622-0633	営業期間 4月中旬～11月中旬
香川県	ホテルマリnpalesさぬき	高松市福岡町2-3-4	087-851-6677	カード可 年中無休
愛媛県	えひめ共済会館	松山市三番町5-13-1	089-945-6311	年中無休 サービス料なし

◎九州の宿

県名	施 設 名	所 在 地	TEL	備 考
大分県	コスモス荘	玖珠郡九重町田野228	0973-79-2221	
宮崎県	ひまわり荘	宮崎市瀬頭2-4-5	0985-24-5285	サービス料なし
鹿児島県	マリnpalesかごしま	鹿児島市与次郎2-8-8	099-253-8822	カード可 年中無休

(注1) 請求期限は事実が発生した日から2年以内となっておりますので、ご利用になられている場合にはご請求ください。

(注2) 詳細等につきましては、申込の際に、ご確認ください。

平成24年7月1日現在

人間ドックを受けられるとき → 短期人間ドック利用助成金

退職会員、配偶者及び配偶者特別会員が当会の指定する受診施設を利用するとき、助成があります。必ず受診前に当会に申込みをしてください。

申込み方法は、当会へご連絡いただきましたら「短期人間ドック利用申込書」を送付しますので、必要事項をご記入の上、当会まで返送してください。

助成額	*退職会員	15,000円
	*配偶者及び配偶者特別会員	7,000円

☆ **受診時、施設にお支払いいただく金額が助成後の額となります。**

受診後の助成はいたしませんのでご注意ください。

☆ オプション検診を受けられるときは別途料金が必要です。

☆ 共済組合・市町村等が実施する特定健診と併せて助成を受けることができる場合がありますので、受診施設にお問い合わせください。

☆ 協会けんぽに加入されている方につきましては、協会けんぽが実施する生活習慣病予防健診等の補助がありますので、協会けんぽにもお問い合わせください。(健診内容・費用等、退職福祉部と協会けんぽの内容が異なりますので、確認のうえ、どちらかの助成を受けてください。)

< 指定受診施設 >

指 定 受 診 施 設	住 所	電 話 番 号
高知検診クリニック	高知市知寄町2丁目4-36	088-883-9711
いずみの病院	高知市薮野北町2丁目10-53	088-826-5511
仁淀病院	吾川郡いの町1369	088-893-1551
土佐市民病院	土佐市高岡町甲1867	088-852-2151
四万十市民病院	四万十市中村東町1丁目1-27	0880-34-2126
中村クリニック	四万十市中村大橋通7丁目1-10	0880-34-5100
高知県総合保健協会 ・中央健診センター ・幡多健診センター	高知市棧橋通6丁目7-43 宿毛市山奈町芳奈3-9	088-831-4800 0880-66-2800
厚生年金高知リハビリテーション病院	高知市神田317-12	088-843-8220
須崎くろしお病院	須崎市緑町4-30	0889-43-2121
J A 高知病院 J A 高知健診センター	南国市明見526-1	088-863-8510

請求等にかかる注意事項について!

◎ 請求による給付について

給付の請求日と給付日

- * 請求日 … 毎月15日までに請求してください。
- * 給付日 … 翌月中旬頃給付いたします。請求される日が15日を過ぎますと翌々月の給付となります。給付がある場合はハガキ等でお知らせします。
- ☆ 医療制度等の改正がありますと、給付が遅れる場合があります。

平成24年度給付予定日

8月15日	12月17日
9月18日	1月18日
10月15日	2月15日
11月15日	3月15日

給付の権利

医療費補助金・配偶者医療費補助金・弔慰金・施設利用助成金については、その原因である事実が発生してから、満2年を以って消滅しますので、ご注意ください。

なお、医療費補助金・配偶者医療費補助金につきましては、診療月の初日が起算日となりますのでご注意ください。

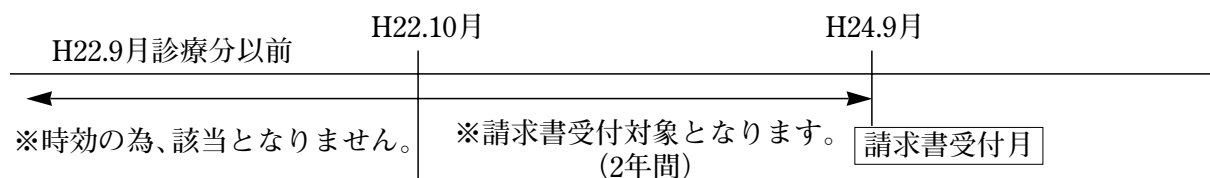
【医療費補助金・配偶者医療費補助金】を請求する場合

1. 請求書に添付いただく領収書は、受診者氏名、診療年月日、医療機関等、医療費自己負担額（保険適用内自己負担額）が確認できるものを必ず添付ください。調剤薬局につきましては、処方箋を発行した病院名の記載のある領収書を添付してください。
2. その月の請求は翌月の受付となります。診療月の翌月以降にご請求ください。
3. 70歳以上の方は、自己負担額・課税区分により一ヶ月の自己負担額が合算され、1件の取扱いが異なる場合があります。（6ページの上段70歳以上の表に記載された額を超える場合は、合算の対象となります。）ご不明な点は、退職福祉部までお問い合わせください。
4. 給付の請求期限は2年を時効とします。

（請求の時効例）

★請求書の事務局受付月が平成24年9月中の場合

★遡って請求できる診療月は、平成22年10月診療分以降です。



【弔慰金】を請求する場合

1. 退職会員及び配偶者（配偶者特別会員を含む）の方が、お亡くなりになった場合は、必ずご連絡をお願いします。なお、死亡された月に給付金等の支給がある場合は、登録口座が凍結され支給が中断される場合があります。
2. 市町村共済組合年金受給者の方で、死亡の報告を市町村共済組合年金担当に連絡をする場合、退職福祉部への連絡も併せてお願いします。
3. 請求者は、相続権者となります。送金口座は正しく記入ください。

【国内外研修旅行助成金】を請求する場合

1. 請求は旅行日程最終日から起算して60日以内に請求してください。
2. 領収書は請求者の記載されたものを添付ください。団体でのご旅行の場合で、領収書が代表者(請求者以外)になっている場合は無効となります。請求者のお名前で領収書を準備ください。
3. 個人旅行の場合は、日程（県外での3日以上宿泊が確認できる内容）及び1名につき6万円以上の旅行費用が確認できる領収書（お土産代は除く）が必要となります。
4. カードでのご利用の場合で領収書がない場合は、事前に送付される旅行代金の引き落とし明細書と引き落としをされた通帳ページのコピーを送付いただく場合があります。

※ 請求時の添付書類で確認がとれない場合は、それに変わる書類をお願いする場合があります。旅行に関する書類については、助成金の決定が完了するまで保管ください。

【施設利用助成金】を請求する場合

1. 提出いただく領収書は、請求者の氏名が記載された原本を送付ください。
2. 対象となる請求者が2名の場合はそれぞれが領収書を発行いただくか、請求者の記載された領収書の余白部分にもうお一人の住所、氏名を記入ください。
3. 手書きの領収書の場合は、ただし書き欄に泊数を記載したものを送付ください。記載のない場合は1泊として処理をいたします。

退職福祉部によくあるご質問！

Q. 国民健康保険に変わったら、医療費は自動給付になると聞いたけど、自動給付になっていないのはどうしてですか？

A. 保険証変更の連絡をいただいてないと思われます。自動給付になるためには、国民健康保険証の記号番号の登録と情報提供の同意書が必要です。

この登録については、変更後の保険証の届出が必要となります。各個人の保険証の変更については、個人情報となり退職福祉部では、把握できない内容になっています。保険証の変更についてはご連絡をお願いします。必要書類を送付します。

Q. 介護保険を利用していますが給付はありませんか？

A. 退職福祉部では、介護保険を使用した場合の自己負担額については、対象となっておりませんので給付は発生いたしません。

Q. 久しぶりに給付の該当となり、給付金の支払通知のハガキが届きましたが、給付金が入金されていません。

A. 登録をされている口座の解約や送金口座の変更の届け出をお忘れではないでしょうか？

給付の送金は、現在登録されている口座に送金をしています。送金先を変更する場合は、「異動届」が必要となりますので、退職福祉部までご連絡をください。

Q. 現在、自動給付（診療月の3ヵ月後）で支払いを受けていますが、3ヶ月前に入院をした給付の支払いがありません。どうしてですか？

A. 医療機関等の取り扱い（診療点数の誤りや診療内容の再確認など）により、月遅れが発生する場合があります。退職福祉部では、医療費提供情報により給付を行っておりますので、月遅れで提供された場合は、提供された月の処理となります。数ヶ月以上支払いがない場合は連絡をお願いします。

Q. 市町村共済組合の年金課は、住所等の変更手続きがされているのに、退職福祉部は変更されていません。一緒の事務所内なのに、どうしてですか？

A. 同事務所内ではありますが、共済組合と互助会は異なった団体です。以前は会員の皆様の手続きを簡素化するために、提供いただける情報は、お互いに提供してありましたが、個人情報の保護に関する法が施行され、勝手に情報を提供することが難しくなっております。変更の場合は、退職福祉部へご連絡ください。異動届を送付します。

Q. 短期人間ドックの申込書を送付しています。その後、退職福祉部から連絡がありません。ドックの申込みの手順はどうなっているの？

A. 短期人間ドックにつきましては、申込書の受付後に希望受診機関に、本会より申込書を送付しています。申込み送付後は、各受診機関が日程調整をして、会員さま宛てに直接ご案内をすることになっています。希望する日がある場合の申込みにつきましては、受診日に余裕をもってお早めに、ご連絡をお願いします。



異 動 届

財団法人 高知縣市町村職員互助会 様

平成 年 月 日

退職会員番号

氏 名



異動した内容を記入し、記名押印の上ご返送ください。

お名前を変更される場合

フリガナ	
旧 氏 名	
フリガナ	
新 氏 名	

ご住所を変更される場合 (住所変更にもない健康保険証が変わる方については別途『保険証登録・変更届』が必要となります。)

新 住 所	〒	—		
電話番号	(	)—(	)—(	)
異動年月日	平成	年	月	日

振込金融機関を変更される場合 (合併により口座番号が変更になる方も必要です。)

ゆうちょ銀行以外の金融機関に変更する場合

金融機関名称	銀行名				支店名	
	預金種目	普通	口座番号		口座名義	フリガナ

ゆうちょ銀行に変更する場合 (通帳の3頁目(銀行使用欄)の写しが必要です。)

ゆうちょ銀行	店番		口座番号		口座名義	フリガナ
--------	----	--	------	--	------	------

〒780-0870

高知市本町5丁目3-20

(財)高知縣市町村職員互助会

営業時間：平日 8:30~17:15(土・日・祝日等を除く)

TEL 088-824-1306 (直)

TEL 088-823-3213 (代)

『高知共済会館 COMMUNITY SQUARE』
おかげさまでリニューアルから3年目を迎えます

大ホール・中ホール・小ホール リニューアル!!

～会議に、ご宴会・パーティーに新しいスタイルのご提案～



大ホール【桜】 スクール型会議



中ホール【藤】 立食パーティー



大ホール【桜】 U型会議



小ホール【浜木綿】 U型会議



大ホール【桜】 円卓会食

ホールリニューアル特典としまして!!
期間中に会議・宴会20名様以上の同時ご予約で...

対象ホール・会議室

大ホール【桜】 中ホール【藤】 中会議室【浜木綿】 小会議室【椿】

(期間...H24年9月30日まで)

会議室料金
半額!



ご宴会・パーティープラン

お料理+飲む放題 **5,000円** より

ご人数・ご予算・ご要望にお応えします!
お気軽にお問合せ下さい。

7種類から4種のチョイス!!
2時間飲み放題付!!

- ①生ビール ②瓶ビール
- ③日本酒 ④冷酒 ⑤焼酎
- ⑥カクテル ⑦ソフトドリンク

組み合わせは自由です!! (ご予約時にお申し付け下さい)

高知共済会館

 COMMUNITY SQUARE

TEL : 088-823-3211

お得な宿泊プラン
会議室の詳細はこちらから

【ホームページ】

<http://www.kochi-cs.jp>

山・川・海 自然が人が元気で、四万十町。



清流が育てた **自然ぎっしり** の元気土産。

実は茶処、四万十川。

四万十茶

四万十川流域は知られざるお茶処。
「手摘み」の茶葉だけでつくった
さわやかなお茶です。
ペットタイプ、茶葉各種をご用意しています。

- 荒茶: 700円 ●深むし茶: 650円
- 刈香茶・ほうじ茶・玄米茶・くき茶・
粉茶: 各500円

広井茶生産組合

四万十町広瀬178 ☎:0880-28-5527



四万十にくびっ茸

地元四万十川流域で育った椎茸
(小粒どんこ)の佃煮です。
コリッとした歯ごたえと無添加で
自然な味にこだわっています。
まさに、一度食べたら忘れられない
「首ったけ」になりそうな味です!

- 100g入: 各450円
- しいたけの佃煮150g入: 550円

五緑の会

四万十町地吉1272-2 ☎:0880-28-5800

一度食べたら
「首ったけ」の
「くびっ茸」

ここでも展示・販売中です



フェスタ フェスタ

高知共済会館コミュニティスクエア
1階ではくびっ茸や四万十茶の他、
四万十町の自慢産品販売中!
(販売期間 H24.7月～9月)

芋けんぴといったら水車亭でしょう!

水車亭 芋けんぴ

四万十川の銘菓として親しまれている芋けんぴ。
地元の自然素材を原料に、健康にもこだわった
素朴なお菓子を作り続けています。ついつい手が
出してしまうおいしさはやみつきになりそう!
甘さ控えめあっさり塩けんぴなど種類もいろいろ!
とくに新商品のけんぴパイはオススメです。水車亭
とフェスタフェスタのみで販売中です。



おすすめ
新商品!!

フェスタ
フェスタ

- 黒ごま芋けんぴ (180g): 360円
- 細切り塩けんぴ (200g): 360円
- けんぴパイ (小袋): 420円

水車亭

四万十町古市町9-30 ☎:0880-22-3456



フェスタ
フェスタ

仁井田米 にこまる

霧の街と呼ばれる高南台地「窪川」(海拔230m)は、清流
四万十川の恵みを受け、おいしい米処として親しまれてき
ました。その窪川産米100%の「仁井田米にこまる」は、
もっちりとした食感と口に広がる甘み特徴です。
7年連続全国米・食味分析鑑定コンクールで各賞を受賞!
仁井田米のおいしさは全国で認められています。

- 3kg: 1,750円 ●5kg: 2,880円

有限会社 宮内商店

四万十町仁井田220-3 ☎:0880-22-8737

立ちこめる朝霧と
清流に育まれたお米。
子供からご高齢と
何歳もおかわりするから
こにこまる。



フェスタ
フェスタ

仁井田米カステラ

チョコレート味、
ゆず味、四万十の
緑茶入りもあります。

- 半斤: 650円
- 1斤: 1,000円

有限会社 宮内商店

四万十町仁井田220-3 ☎:0880-22-8737

四万十川の恵みたっぷり、
仁井田米の米粉で作りました。

仁井田米カステラ

小麦粉をまったく使用しないで仁井田米の米粉
のみ100%使用し、卵は地元四万十産の高原卵、
水はミネラル豊富な室戸海洋深層水「深海の恵み」、
高知の自然、そして四万十の恵みがいっぱい詰ま
ったこだわりのカステラです。

- 半斤: 650円
- 1斤: 1,000円

有限会社 宮内商店

四万十町仁井田220-3 ☎:0880-22-8737

いつものお米に混ぜるだけで
香ばしい香り。

かおり米 十和錦

四万十町では約50年前に「黄金錦」という
お米が栽培されていました。その「黄金錦」
の中に突然、背丈が高く、他とは違ったお米
が収穫されました。食べてみると香りがよく、
美味しいと評判になり、町内の各農家が栽培
するようになったのがこの「十和錦」です。
いつものお米2合程度に約80gの「十和錦」
を混ぜて普段通りにとぎ、炊いてください。
独特の香りと味をお楽しみいただけます。

- 80g: 200円 ●140g: 600円

株式会社 四万十ドラマ

四万十町十和川62-9 ☎:0880-28-5527



家族みんなで思いっきり遊ぼう。



四万十かつぱ川舟下り

四万十かつぱ組合 (道の駅四万十とおわ隣)
四万十町十和川35-1 ☎:0880-29-1005



清流四万十川を 川舟で下ってみよう!!

中流域のこの辺り、上空から見ると曲がりくね
って大蛇のよう。「蛇釜」「盗人川原」など上陸ボ
イットを見学しながら川下りを楽しめます。

- 出発時間: 10時～/11時30分～/13時30分～
/15時～ (1日4回出航)
- 所要時間: 50～60分
- 料金: 大人1,500円 小人1,000円



株式会社 四万十ドラマ
四万十町十和川62-9 ☎:0880-28-5527

エコ工作体験

環境を考えた道の駅「四万十とおわ」で
古新聞を使ってエコバッグ&
天然木のマイ箸作り挑戦!
道の駅「四万十とおわ」で生まれた「エ
コバッグ」やお好みの木を選んで自分
だけの「マイ箸」が作れます。
作り方の技とコツを手に入れた自分
オリジナル作品を作ってみませんか?

- 随時受付
- 所要時間: 約2時間(2～10名)
- 料金: 1人2,000円

40年の時を超え復活!!
四万十茶葉100%ストレート紅茶。
ほのかな香りとさっぱりとした口当たり、
自然な優しい甘みに仕上がりますよ。

しまんと紅茶RED

広井茶生産組合
四万十町広瀬178 ☎:0880-28-5527



ご宿泊の
お客様に
『しまんとRED』500ml
を1本プレゼント。
おいしさを体験!